

第2回今治市景観まちづくり会議 議事録 要旨

- 1 日 時：平成22年9月3日（金） 午後1時30分～午後3時30分
- 2 場 所：今治市役所第2別館11階 特別会議室3・4号
- 3 出席者：

【委員】（14名、敬称は省略）（…会長、…副会長）

市川 ひろみ	今治明德短期大学 教授
今井 良計	愛媛県東予地方局今治土木事務所 所長
上田 陽二	愛媛県屋外広告美術商業組合
大澤 慶三	社団法人愛媛県宅地建物取引業協会今治支部 支部長
尾越 竜子	社団法人愛媛県建築士会今治支部 理事
鎌田 美代子	今治市PTA連合会 副会長
郡司島 宏美	松山東雲短期大学 准教授
崎山 俊紀	今治ライオンズクラブ 第一副会長
世古 愛	公募委員
千代田 憲子	愛媛大学教育学部 教授
長井 信彦	公募委員
松岡 初子	国際ソロプチミスト今治 理事
村上 正郎	今治史談会 / 今治文化協会 会長
山本 修治	財団法人今治文化振興会 河野美術館 館長

【事務局】

豊嶋 都市建設部長
田窪 都市政策課長
村上 都市政策課長補佐
八木 都市政策課長補佐
菅 都市政策課主査
株式会社パスコ 田中、原澤

都合により欠席（2名、敬称は省略）

委員 竹内 文夫 今治商工会議所 事務局次長
" 南條 仁 社団法人今治地方国立公園協会 今治地方観光協会 主任

- 4 検討事項：(1) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項について
 - ア 景観形成の視点について
 - イ 届出対象行為について
 - ウ 景観形成基準について
 - エ 届出制度について
- (2) 今後の予定について

5 議 事

(1) 開会等

- 1) 開会
- 2) 開会挨拶
- 3) 会長挨拶

会 長： 先日、しまなみ海道を通りまして、今治側のほうが海も山も美しいと改めて感じました。本日はそのイメージを浮かべながら、この景観を守り育てるための活発な議論をお願いいたします。

本日の会議の議事録への署名をお願いする方を指名いたします。E委員、F委員にお願いします。

(2) 討議

1) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項について

ア 景観形成の視点について

(事務局より資料説明)

D委員： 海上からの視点を重視されていますが、しまなみ海道には、歩道やサイクリングロードがありますので、しまなみ海道を重視する視点場を含めたらどうでしょうか。

事務局： しまなみ海道からの景観も重要と考えています。ただし、景観を構成する要素は、海上からの景観に包括されていると考えています。

B委員： しまなみ海道から見る景観も非常に素晴らしいですし、フェリー航路から見る景観と類似しています。視点場として、しまなみ海道も重視していただきたい。

副会長： 景観形成の視点は、できるだけ自然の風景に馴染ませるような形で景観を誘導することだと思います。直島(ベネッセアートサイト直島)には、あちこちにアートがあって、黄色や赤色のかぼちゃがあります。アートなので観点が異なりますが、これから建つ建築物で、ランドマークとなるものが出てくる場合もあると思います。その辺りは、どのように考えているのでしょうか。

会 長： その場合も何らかの制限は必要と思いますが、「図」となるものの扱いは、今後の検討課題と思います。

事務局： 今回策定する景観計画は第一段階です。まず今治固有の自然景観を守るところからスタートしています。自然に馴染ませるだけが良い景観かと言えば、そうではないと思いますし、景観の変化を許容していくことが地域の発展に必要と考えていますが、変化をどの程度許容するかについては、計画を運用中での検討課題と考えています。

F委員： 先日、大島に行く機会があり、初めて亀老山に登って景色を見ました。近くに住んでいたのに、こんな素晴らしい景色があるのを知りませんでした。綺麗な自然景観の

視覚心理学における「図と地」の考え方によるもので、「図」とは、ある図形を眺めた場合に、形として浮かび上がって見える領域のことで、「地」とはその背景として知覚される領域のこと。デンマークの心理学者ルビンは1915年に発表した「ルビンの壺」が有名。

保全が大事だと思います。しかし、景観上の問題として、近くに見えるゴミ等の問題が市民に認識されやすいと思います。観光スポットでは、近景についても考えていく必要があると思います。

会 長： まず、大きな景観を保全して、生活の中で身近な景観を向上させる取組が必要だと思います。

A 委員： 近くに素晴らしい景観、歴史があるのに知らないという方はたくさんいらっしゃいます。知らないと景観を大切にしようという気は起きません。地元の人に近くにある美しさに気づいてもらって、それで近景にも関心を持ってもらって、そこに住んでいる人たちが綺麗にしていく流れが出来たら良いと思います。

会 長： 景観形成の視点については、しまなみ海道から見る景観の整理をお願いします。

イ 届出対象行為について

(事務局より資料説明)

E 委員： 届出の対象となる行為をしようとする場合は、都市政策課で基準の適否を審査するのですか。

事務局： 都市政策課の都市政策係が審査を行います。

E 委員： 基準の内容は、これから決めていくということによろしいですか。

事務局： はい。

副会長： 届出のあった行為を認定するというものではありませんよね。

事務局： はい。

副会長： 行為の内容については、届出の際に協議するのですか。

事務局： どのような基準を定めるかによりますが、基準に適合しているか、適合していないかを審査します。

副会長： 次の議題の景観形成基準に適合しているかどうかを審査し、適合していれば良いということですか。

事務局： はい。適合していれば、その旨を通知します。

副会長： 届出対象行為は、自然公園法の届出要件と変わらないのですか。

事務局： まったく同じではありません。自然公園普通地域の要件は、土地の改変に係る部分で、景観計画より小規模な行為を届出の対象としています。

副会長： 自然公園法の届出と景観計画の届出は、同じ所で受け付けるのですか。

事務局： 自然公園法に基づく届出は環境省で受け付けます。自然公園法に基づき届出が必要となる行為は、景観法に基づく届出の対象から除外したいと考えています。

副会長： 例えば、高さが13mを超える建築物は、自然公園区域内であれば、景観法に基づく届出の対象にならないのですか。

事務局： 二重の届出はやめておこうと考えています。景観法と自然公園法との重複規制は、制度上の問題はありませんが当面、自然公園区域内は自然公園法の仕組で誘導して、自然公園に指定されていない区域を景観計画で誘導していく考えです。

副会長： 景観計画区域は、島嶼部の全域を設定していますが、自然公園区域内では建築行為

等の届出をしなくてよいということですね。

事務局： 景観法に基づく届出は不要ということです。ただし、自然公園法による制限が適用されます。

P委員： 自然公園区域とその他の区域との基準の整合性は担保できるのですか。

事務局： 基準の濃淡は出てくると思いますが、今回策定する景観計画は、自然景観を守るという方向性で基準を設定します。基本的には、自然公園法と同じような誘導を考えています。なお、環境省との協議が必要になりますが、景観計画では、現在の自然公園の基準を厳しくすることも可能です。

E委員： 自然公園の特別地域と普通地域に指定されていない区域は、景観計画で景観形成を誘導するという事ですね。P委員の質問は、国が重視している自然公園特別地域に自分の土地があって、小規模であってもド派手なものを建てようとした時にどうするのですか、ということだと思います。

事務局： 特別地域では、色彩等は、景観計画よりも厳しく制限されます。一方で、自然公園区域では、自然環境の保全と適正な利用を推進するための整備計画が策定されますが、その内容と市の景観形成の方向にズレが生じる場合は、環境省との協議が必要になると思います。ただし現時点では、そのようなことは想定されません。

D委員： 景観の保全は大事ですが、実際に生活されている方がおられます。事務局が提示した届出対象行為（案）が良いと思います。

会長： 自然公園法との関連に対する意見がありましたが、景観計画に定める届出対象行為については、この案で進めるということによろしいでしょうか。

（全員了承）

ウ 景観形成基準について

（事務局より資料説明）

副会長： 色彩基準の説明の中で、場所ごとに色使いを考えてもらうという説明がありました。例えば、景観マスタープランで指定した重点地区では、推奨色等を提示していくのでしょうか。

事務局： 色彩の基準として定めたいのは、けばけばしい色の使用を制限したいということです。ただし基準だけでは、基準内という理由で、マンセル値で規定した彩度、明度の上限値をどの場所でも使用されると、景観の調和を乱すこととなります。場所に合った色使いを事業者さんや施主さんに考えていただくため、ガイドラインを作成する予定です。

重点地区については、景観を検討する段階で、今回とは別のルールが必要であれば、これらを定めていきます。

I委員： 色彩等の制限は、高さが13mを超える建物など大規模な行為に限定されていますが、個々の家の色彩等も誘導できればよいと思います。

事務局： 大規模な建築物や開発行為等を誘導するため、これらを対象とした基準の設定を考

えています。企画設計するのは建築士さんや事業者さんなので、ガイドライン等を通じて、戸建住宅についても企画段階で、景観について考えていただけたらという思いはありますが、今回の景観計画では、戸建住宅を届出の対象にするということは考えていません。

L 委員： 色彩に関して、赤色のアートであればOKで、大きい建築物であれば明るい色は勘弁してほしいという辺りの、施主や事業者への説明が難しいと思います。自然素材の使用を推奨とありますが、自然素材にも赤色や青色があります。オールガラス張りにした場合は、中のカーテンは建物の色になってくると考えられます。色彩の誘導は、どのように考えていくべきかという部分が大切だと思います。

会 長： 周知のための方法や支援策の充実が必要です。

事務局： ガイドラインを通じて事業者側で色彩等を考えていただく。特に、今回の景観計画区域では、自然景観を背景とした場合の調和を考えていただくということしか今の段階では言えませんが、先ほどのガラス張り自体が自然に馴染むか馴染まないかということを考えていただきたい。ガイドラインで、すべてを網羅したものが出来れば良いのですが、ある程度計画を運用しながら考えていく部分もあると思います。

O 委員： 基準の説明が不十分の場合は、届出をした方から不満が出る可能性があります。例えば、色調をなるべく統一してください、という話をする、モノトーンが一番良いのかという誤解を与えやすい。これは非常にまずいと思います。色はバランスが大事です。例えば、緑の山肌に桜が咲いています。全く違う色ですが美しい。ゴーギャンの絵に描かれている花は全部、人工の花です。自然というのは、人工で引き立たせることができます。

直島は、ある意味、非常に素晴らしい。自然が人工的に壊されたから人工的に回復させる中で、元の自然ではなく、現代アートを持ってきて、面白いものにしました。今治の島は自然のままがメインですが、それでも近景的に見れば、違った色彩の中で遠景、中景を引き立たせる方法があると思います。バランスのとれた観光・景観政策を同時に実施しないと非常に誤解されやすいし、片手落ちになりやすい。

現在、世界的にエコツーリズムを行っていますが、景観の維持には金が必要です。景観を活用して人に来てもらって、金を落としてもらう。その金でさらに景観を維持するという循環があります。人が来ないようなやり方では、景観の維持は出来ません。観光・景観政策を同時並行的に実施していただきたい。

H 委員： 届出対象行為から造船所のクレーンを除外するのではなく、クレーンの色彩も含めて、景観形成を誘導する努力が必要だと思います。

東京の漫画家が赤白の建物を建てて景観的に問題になっていました。これは、建てた場所が落ち着いた家並みであったためだと思います。逆に、突飛なものが点在して、ある程度まとまりをなしている景観があっても良いと思います。

N 委員： 造船所に行く機会がありました。船に乗る機会がありました。海から眺望する多島海は本当に素晴らしいと思いますが、造船所が景観的に問題とは思いません。高いクレーンは、ヘリコプター等にとって危険を伴うため赤白になっています。

C 委員： 景観形成には観光という視点が欠かせないと思います。

B委員： 景観とまちづくりはイコールであって、生活ありきの景観であるというのが重要と思います。ただし、そう言いながらもある程度の基準を決めないと物事は進みませんので、基準をつくって、景観行政を進めていくのもやむを得ません。景観を運用する中で、場合によっては、基準を変更していけば良いと思います。

会長： 景観形成基準については、色々なご意見を踏まえまして、次回の会議で案の提示をお願いしたいと思います。

エ 届出制度について

(事務局より資料説明)

D委員： 国土利用計画法の届出制度のような形の運用ですか。それとも届出をして、何日以内に回答がなかった場合は、そのまま当該行為をすることが出来るとか。届出をした後、行為をしてよいという行政からの回答は、どのような形になるのですか。

事務局： 届出を受け付けてから30日以内に審査をして、適合通知を発行します。その通知が発行されるまでは、行為に着手できません。

副会長： 規制自体はそんなに厳しいものではありません。どのような景観を守りたいのかという理念を事業者さんに理解してもらう必要があります。それによって、届出の対象から外れる戸建住宅にも影響してくると思います。事業者さんに対して、景観計画の考え方や内容をどうやって伝えていくのですか。

事務局： 基準の内容は定性的な文言になりますので、ガイドラインの中で考え方や具体例を示していきたいと考えています。大切にしたい自然景観の解説、例えば、本日の資料の内容を示すなど、景観形成基準を定めた背景を示して、事業者さんに考えていただくことを考慮したガイドラインの作成を考えています。

E委員： 届出の対象となる行為は、一定規模以上の行為ですよね。I委員から戸建住宅の話が出ていましたが、どのように考えているのですか。

事務局： 現時点では、行政サイドで戸建住宅を規制誘導することは考えていません。ただし、重点地区など近景のまち並みづくりに取り組む地区や自主的にルールづくりをしたいという地区があれば、法的に支援していくことは考えられます。

E委員： 戸建住宅への規制の適用は厳しすぎると思いますので安心しました。

F委員： 戸建住宅には厳しすぎると思いますが、厳しすぎない程度で考えられないのでしょうか。計画区域全体は無理でも自然公園の特別地域のような感じで、景観の特別地域のようなものを別に設定すればよいと思います。

会長： 景観マスタープランに位置付けた重点地区があります。地元の方からルールづくりをしたいという声があがった時、重点地区における基準作成等を支援する流れになると思います。ただし、景観計画のPRや景観意識を高める取組を行う必要があります。

事務局： 厳しくする場合は景観形成の方向性、目標がないと規制は出来ません。目標というのは、今回の計画では自然景観との調和ですので、現段階では、この計画を運用して様子を見るのが妥当と考えています。

PRについては、例えば、海上から見た集落景観というのは、今治に住んでいても

見たことがない人が多いと思います。今治固有の景観と思います。その辺りをPRして、地域の方に素晴らしい景観だと理解していただければ、戸建住宅も周辺景観に馴染むようにしていただけたらと考えています。

変化がないと地域は活性化しません。ある程度の景観の変化を受け止められるような形で、基準を設定したいと考えています。事務局の案は、規制が緩いという見方もありますが、まずは地域に住んでいる方、事業者さんが景観について考えていただくことから始めていきたい。

I 委員： 島に住んでいますが、小さい頃と比べると便利になりました。家を建てる時にも色々な選択肢があって、大規模な個性のある建物が増えました。個人がお金をかけて行うことなので規制は難しいのかもしれませんが、他所から来た人の島を見たときの印象を大切にするのか、住んでいる人の好みを大切にするのか、その中間が大事で、今すぐには出来ないのかもしれませんが、少しでも決まりをつくっていただこうが目安になると思います。

会 長： 景観規制に対する地域の理解を得るための取組や景観意識を高める取組が早い段階で必要と思います。

2) 今後の予定について

(事務局より資料説明)

会 長： 3回目の会議が始まる前に市民への経過報告を行って、3回目の会議が終わってから住民説明会を行いますよね。住民説明会は、どのような形で行うのですか。

事務局： 大島、伯方島、大三島で各1回ずつと、陸地部で2回行う予定です。

会 長： 市民への経過報告は、どのような形で行うのですか。

事務局： 市のホームページに議事録を公開します。1回目の議事録は公開しています。

A 委員： ホームページへのアクセスはありますか。

事務局： 少ない状況ですが、計画素案を作成した時点でパブリックコメントを行う予定です。その際、広報紙に掲載するとともに、概要版を折り込んで各戸配布する予定です。

L 委員： その経過報告が、特に、先ほどから意見が出ている戸建住宅の話が一番大切だと思います。また、O委員のご意見が景観まちづくりに大切だと思います。景観計画が画一的なものになるのは分かります。大きな規模のものを対象として、広い範囲を誘導していく、それは緩やかなルールで良いと思います。戸建住宅の規制に関して、O委員のご意見を聞いてみたい。

O 委員： 何でも人並みであれば問題は起こらない、変わったことはしないというのが日本人の伝統的な風土です。しかし、今の時代は、変化しないと取り残されます。戦後教育で個性をうるさく言っていますので、人並みでないことを主張する人が増えてきました。問題はバランスで、程度の問題です。しかし、やはり変化は認めなければいけません。そのため、原則的には規制は必要ですが、緩い規制が望ましい。その緩さというのが、本来の自然の良さを引き立てる可能性があるものは認めるということです。検討することはたくさんありますが、条例を制定して規制するとなれば、細かいこと

を決めていくと終わらないから妥協しなければ仕方ないと思います。

副会長： 住民説明会を普通に実施するだけでは、おそらく誰も来ないと思います。例えば、写真コンテストを実施してはどうでしょうか。その準備の時間が無くても、自分たちのまちの風景が良いということが分かるように、説明会の会場に写真を提示してみるとか、景観に対する意識を喚起するような方法を取られるのが良いと思います。

会 長： 私もそう思います。せっかくの説明会を今後の景観まちづくりの活動へのきっかけとなるよう工夫して、そこから地域の活動に繋がっていくような、何か種を残すことが出来れば良いと思います。会議を終了いたします。

(3) 閉会

1) 事務局挨拶

午後 3 時 30 分 閉 会